

広島大学バレーボール部同窓会規約

第1章 総則

第1条 (目的) 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、本学バレーボール部及同窓会の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、事務所を下記に置く。

〒739-8521 東広島市鏡山 1-7-1 広島大学総合科学部内
橋原研究室気付 広島大学バレーボール部
Tel/Fax 082-424-6598
E-mail volleyob@hiroshima-u.ac.jp

第2章 会員

第3条 本会は次の会員を持って組織する。

1. 広島大学体育会バレーボール部の卒業生
2. 広島大学体育会バレーボール部の学生
3. 前号に該当しない広島大学の卒業生及び修了者等で入会を希望する者

第3章 役員及び任務

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
会員中より幹事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
会長は本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長 2名
会員中より会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
3. 幹事長 1名
幹事の中より幹事会の互選によって推薦し、総会の承認を得て決定する。
4. 幹事 若干名
歴代の主将及び主務の中から若干名を会長が推薦し、幹事とする。
幹事は幹事会を組織する。
5. 会計 2名
現役生より幹事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
会計は会計監査を受け、これを総会で報告する。
6. 会計監査
会員中より幹事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
会計監査は、毎会計年度に会計事務を監査する。
7. 本会役員任期は2年とし、総会の日に改選を行い、再選を防げない。

第4章 会議

第5条 本会の会議は総会と幹事会とし、会長がこれを召集する。

第6条 総会及び幹事会は毎年1回開催し、総会で行う事項は次の通りである。

1. 役員を選出
2. 会務の報告
3. 決算の承認及び予算の決議
4. 規約の変更
5. その他の必要事項

第7条 総会は会員の出席をもって構成し、決議はその出席者の過半数の同意を得なければならない。

第8条 幹事会は会長・副会長・会計及び幹事で構成し、総会提出議案の審議を行う。

第5章 支部

第9条 1. 本会は原則として会員10名以上の都道府県に支部を置く。但し、支部の状況により会長の承認を得て、同一都道府県に2つ以上の支部を設けることができる。

2. 会員10名以下の都道府県にあつては、近隣の都道府県をまとめて支部を設けることができる。

第10条 各支部に支部長を置く。支部長は幹事会の推薦によって選出する。支部長各支部の連絡調整に当たる。

第6章 事業

第11条 本会は次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 部誌の発行
3. 会員名簿の発行
4. 会の相互・慶弔
5. その他本会の目的を遂行する上で必要な事項

第7章 会計

第12条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月末日に終わる。

第13条 本会の経費は、年会費2,000円、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第14条 本会の会計は、会計監査を受けて総会に提出する。

第8章 補則

第15条

1. 本規約は平成2年2月17日に制定し、平成2年2月18日より有効とする。
2. 本規約は平成3年2月16日に改正し、平成3年2月17日より有効とする。

慶弔規定

第1条 本会の会員及び配偶者についてのみ次のような慶弔を行う。

1. 本人の結婚・・・祝電
2. 本人及び配偶者の死去・・・弔電